

議案第 94 号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

筑西市医療福祉費支給に関する条例（平成 17 年条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）」を「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 184 号）による改正前の児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「旧児童手当法施行令」という。）」に改め、同項第 4 号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 1 項」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第 2 条第 1 項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 2 項」に改め、同条第 2 項ただし書中「児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）」を「旧児童手当法施行令」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 1 項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 1 項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 2 項」に、「同

施行令第5条」を「旧特別児童扶養手当法施行令第4条及び第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条1項第1号の規定は、令和6年6月1日から、同項第4号の規定は、令和6年8月1日から適用する。